

2012年12月7日に第310回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。
大阪企業法務研究会幹事会

報告者：岩崎恵一（滋賀大学）

テーマ：親会社取締役の子会社管理義務について

報告者コメント：福岡魚市場株主代表訴訟地裁判決は、ダム取引・グルグル回し取引によって累積した不良在庫が原因で経営破綻に陥った子会社のために、親会社が多額の融資・連帯保証を行い救済したところ、親会社の株主から、親会社が多額の損害を被ったとして、親会社取締役に対して損害賠償を求めた株主代表訴訟事件である。裁判所は、取締役が損害賠償責任を認めたが、この裁判例を題材にして、親会社取締役の子会社に対する管理責任を検討してみたい。

報告概要（見出し等）：

1. はじめに

2. 事件の概要

福岡地判平 23.1.26 金融・商事判例 1367号（2011年）41頁

なお、控訴審（福岡高判平 24.4.13。未公開であるが、手塚裕之他「福岡魚市場株主代表訴訟事件控訴審判決の解説」商事法務 1970号（2012年）15頁が紹介している。）も1審判決を維持している。

3. ダム取引、グルグル回し取引

いずれも当事者会社社内の用語

①ダム取引－世間で「預り売上げ」などと称される取引の一種。買主に一定量仕入れてもらい、預かり期間中は必要な都度購入し、同期間終了時にそれまでに残ったものを買い取る取引

②グルグル回し取引－ダム取引の預かり期間に残り、一旦買い取った商品をダム取引の相手方またはその他の第三者に一定の預かり期間を定めて再度売却する取引を反復されるもの。いわゆる循環取引とは異なる。

4. 親会社取締役の子会社管理義務

（1）本判決－調査義務違反を認定（報告者＝理由が不明確）

（2）控訴審－経営判断としての合理性なし

（3）報告者の私見

①原則なし

②例外的に認められる可能性のある場合－大会社における内部統制システムの構築義務違反、完全子会社、子会社管理担当取締役、子会社取締役兼務の場合など

③持株視会社や連結決算による企業グループでは、親会社に子会社に対する情報収集・調査権限が認められる必要がある。

5. 親会社の子会社救済

6. 損害額の認定

7. 法定利率

8. おわりに

以上